

31 川教指 247 号  
令和 2 年 4 月 2 日

市立学校長 様

学校教育部指導課長  
学校教育部健康教育課長

令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における  
臨時休業について（4 月 2 日時点）（依頼）

新型コロナウイルス感染症等への対応に関しましては、各学校におきまして御尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、学校再開に向けた準備を行っていただいているところではございますが、川崎市内における新型コロナウイルス感染者の増加等を鑑み、次のとおりの対応をお願いいたします。

なお、今後の国の専門家会議、文部科学省からの通知、市新型コロナウイルス感染症対策本部会議等により、急遽、変更する可能性があります。

#### 1 臨時休業期間の実施について

- ・令和 2 年 4 月 6 日（月）から 4 月 17 日（金）までを臨時休業とする。
- ・新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の広がり等を見ながら、必要に応じ、追加的な措置を行う場合があります。
- ・学校再開又は臨時休業延長等については 4 月 16 日（木）までを目途に判断いたします。

#### 2 入学式の実施について

- ・小学校、中学校、特別支援学校は 4 月 6 日（月）、高等学校は 4 月 7 日（火）に実施。
- ・3 月 23 日付け 31 川教指第 3146 号「新型コロナウイルスへの対応に関する川崎市立学校で実施する入学式、部活動等の再開、運動日の設定について（令和 2 年 3 月 23 日時点）」に基づき、実施する。

#### 3 始業式について

- ・学校の状況や規模等に応じて、4 月 6 日（月）以降に新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上、実施する。

#### 4 入学式・始業式に参加した児童生徒及び保護者への周知について

- ・今後の対応（登校日の実施の連絡、教科書の受け渡し時期等）
- ・連絡先の把握（例：配信メールシステムの登録について）
- ・新型コロナウイルス感染症予防の指導の実施

「学校休業中の保健管理について」参照

別添 1

別添 2

- ・児童生徒が相談しやすい体制をつくる。(生活状況把握用紙等の活用) 参考

- ・居場所の案内

## 5 臨時休業中の過ごし方について

- ・原則、家庭学習とする。

## 6 登校日について

- ・週に1回程度登校日を設定し、健康状態の把握、家庭学習の指示、必要な連絡等を行う。
- ・学校での滞在時間は最大90分程度とし、文部科学省からのガイドラインに従った形で、感染症予防対策を行う。
- ・児童生徒の運動不足やストレスの解消などの健康保持・体力維持の観点から、感染症拡大防止措置を講じた上で運動の時間を確保する。
- ・児童生徒が密集しないような状態を確保する。
- ・高等学校全日制課程及び川崎高等学校附属中学校については、公共交通機関を利用する生徒がいることから、感染症予防の観点で混雑時の交通機関の利用を避けるように配慮する。また、高等学校定時制課程については、時間帯や生徒数が異なるので各学校個別の対応とする。
- ・特別支援学校について、児童生徒の状況に応じた方法で対応する。

## 7 部活動・運動日について

- ・部活動に関しては、臨時休業中は中止とする。
- ・登校日を活用した「運動日」として、児童生徒の運動の機会を設ける工夫をする。

## 8 児童生徒等への人権的配慮について

- ・児童生徒等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとにした、発達の段階に応じた指導を行うとともに、感染した児童生徒等に関して、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないように、児童生徒等の人権に十分配慮する。
- ・外国につながる児童生徒等に関して、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないように、児童生徒等の人権に十分配慮する。
- ・一時帰国した児童生徒等に関しては、心のケアを含む健康相談、スクールカウンセラーによる援助を行うなど、心の健康問題に適切に取り組むように配慮する。

## 9 心のケアについて

学校再開後、児童生徒の中には、自分も家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられることが想定されます。

- ・全教職員による、きめ細かな健康観察等から児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応いただくようお願いいたします。

- ・ 自宅で過ごす児童生徒及び保護者との連絡を密にし、児童生徒のストレス等の課題に関し、相談窓口（24時間子供SOS電話相談）を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行っていただくようお願いいたします。
- ・ 児童生徒の家庭での様子について気になることがある場合は、関係機関（児相、区役所等）と連携を図り、また児童生徒が相談できる連絡先（川崎市児童虐待防止センター、川崎いのちの電話等）を紹介するなど、児童生徒の適切な支援に努めてください。

#### 10 「居場所」について

- ・ 共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある児童生徒に対し、学校の教育活動とは別に「児童生徒の居場所」を学校に設けます。

##### 【小学校の場合】

※やむを得ない特別な事情がある児童に限り、学校で過ごすことを可能とする。ただし、感染拡大のリスクを抑えるために、自宅で過ごすことのできる児童はできるだけ自宅で過ごすようにする。

※その際には、授業は行わない。基本的に学校教職員が児童を見守りながら必要に応じて支援する。

※児童が過ごすことのできる日時は平日の午前8時30分から午後1時まで。給食は実施しないので、お弁当が必要。

※平日の午後1時以降はわくわくプラザで対応。（土曜日は8時30分から午後6時まで、日曜祝日は休み）

##### 【中学校・高等学校の場合】

※特別支援級在籍生徒など、やむを得ない特別な事情がある生徒に限り、学校で過ごすことを可能とする。ただし、感染拡大のリスクを抑えるために、自宅で過ごすことのできる生徒はできるだけ自宅で過ごすようにする。

※その際には、授業は行わない。基本的に学校教職員が生徒を見守りながら必要に応じて支援を行う。

※生徒が過ごすことのできる日時は平日の8時30分から放課後等デイサービスの受け入れ可能時間まで。給食は実施しないので、お弁当が必要。

##### 【特別支援学校の場合】

※やむを得ない特別な事情がある児童生徒に限り、学校で過ごすことを可能とする。ただし、感染拡大のリスクを抑えるために、自宅で過ごせる児童生徒はできるだけ自宅で過ごすようにする。

※その際には、授業は行わないが、学校職員が状況に応じた特別プログラムで対応する。

※（給食（聾学校、分教室はお弁当が必要）とスクールバスの運行は実施する予定）

担当 指導課 猫橋 電話 200-3318

健康教育課 日笠 電話 200-3292

電子文書のみ送付

電子文書・紙文書ともに送付

紙文書のみ送付

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づく  
学校休業中の保健管理について

【臨時休業中の家庭での対応について】

1 家庭での感染症対策について

(1) 家庭での児童生徒の健康チェック

◎家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

・家庭での健康観察につきましては、別添の「健康チェックカード」\*により、家庭での朝の検温及び風邪症状の確認を行ってもらうよう保護者にお知らせしてください。

※「健康チェックカード」は家庭での健康観察の意識付けのために配布するものであるため、学校に提出してもらうことを必須とするものではありません。

【以下、臨時休業中の登校日の対応について】

2 登校時の感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐために、次の3つの事項を徹底することが重要であるとされています。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発生をできるかぎり控える

以上の事項を徹底するため、児童生徒の登校時の学校における保健管理や環境衛生につきましては次のとおり実施していただきますようお願いいたします。

(1) 登校日における児童生徒の健康チェック

- ①児童生徒の登校時に検温したかどうかを確認し、家庭で検温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するように指導し、検温及び健康観察等を行ってください。
- ②発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにしてください。

(2) 児童生徒への感染予防の指導

◎手洗いや咳エチケットの徹底

- ・外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うよう指導してください。
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導してください。
- ・手洗いは、基本的には、流水と石けんで行ってください。（必ず手指のアルコール消毒は行わないといけないというものではありません。）
- ・次ページのイメージ図を参考に児童生徒へ手洗い、咳エチケットの指導\*を行ってくだ

さい。

※児童生徒への指導にあたっては、別紙「新型コロナウイルス感染症予防と感染拡大防止についての指導」をご参照ください。

(参考) 手洗いと咳エチケット (出典: 首相官邸ホームページ)

【手洗いについて】

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

【咳エチケットについて】

## 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など  
人が集まるところでやろう



マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに  
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを  
手でおさえる

### (3) 学校内の消毒

- ・教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、できるかぎり1日1回は消毒液(次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うようにください。

### (4) 学校医と学校薬剤師との連携した保健管理体制

- ・学校医と学校薬剤師との連携につきましては、川崎市医師会学校医部会及び川崎市薬剤師会を通じて、教育委員会から感染症対策に関する協力の要請を行います。

- ・各学校におきましては、学校における感染症対策について、適宜、学校医や学校薬剤師の意見や助言を聞きながら実施してください。

## (5) 換気の徹底

### ◎教室等のこまめな換気

- ・休み時間毎に2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます）を広く開けて換気を行うようにしてください。
- ・換気の程度は、天気や教室の位置によって異なり、授業中も2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくことが望ましいとされています。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談してください。
- ・窓のない部屋は、十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高ならないように配慮してください。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行うようにします。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにしてください。
- ・なお、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご留意ください。

## (6) 近距離での会話や発生等の際のマスクの使用等

### ◎マスクの使用が望ましい状況

- ・基本的な考え方として、児童生徒等の間に飛沫のかからないような十分な距離（多くの児童生徒等が手の届く距離に集まらない状態）があり、かつ、換気を適切に行っている室内や屋外である場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。
- ・マスクの使用が望ましい状況としては、教室での授業において、児童生徒等の間に十分な座席の距離が取りにくく、近距離での会話や発声が必要な場合には、適切に換気を実施した上で、マスクを着用することが望ましいとされています。ただし、例えば、少人数の学級であるなど、ある程度座席を離して配置することができる場合は、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

### ◎マスクの使用が必ずしも必要ではない状況

(登下校時)

- ・児童生徒等同士で登校する場合、向かい合わせにならず、十分な距離を保っていれば、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

(体育の授業)

- ・屋外での活動…児童生徒等の間に十分な距離を取っている場合、マスクの着用は不要であるとされています。
- ・体育館等の屋内での活動…換気を適切に実施しており、かつ、児童生徒等の間に十分な距離を取っている場合、マスクの着用は不要であるとされています。

### ◎マスクの手作りについて

- ・マスクについては、国内外において急激に需要が増加しており、依然としてその不足が解消しておらず、本市におきましても調達が困難な状況です。



- ・文部科学省からも、3月25日付け事務連絡において、家庭等における手作りマスクの作成・使用をお願いしたい旨の依頼されているところです。
- ・文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト」等を参考に、各学校において、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に学校教育活動として、児童生徒の手作りマスクの作成を推進していただきますようお願いいたします。

【文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト：マスクを作りたい！」】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html#masuku](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html#masuku)

### 3 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒は、重症化リスクが高ことから、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、個別に登校の判断をすることとします。
- ・これらのことにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができることとします。
- ・指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。
- ・また、学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は、自分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うこととします。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数がいる場所の利用を避けるなど、注意してください。

### 4 海外から帰国した児童生徒への対応について

- ・帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わないこととします。
- ・当該児童生徒の健康状態の確認は、他の児童生徒と同様に朝の検温及び風邪症状の確認を行ってもらうよう保護者にお知らせしてください。
- ・なお、前記地域等は今後変更あり得るので最新の情報に注意してください。
- ・また、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機期間中の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができることとします。
- ・なお、従前の中国等から帰国した児童生徒の対応として、上記の対応をする児童生徒がいた場合、健康教育課へのご連絡を依頼しておりましたが、今後は、個々の連絡は不要といたしますので、学校保健安全法第19条による出席停止につきましては、毎月提出いただいている「学校感染症等における出席停止報告書」での報告をお願いいたします。

※3月24日現在の「検疫強化対象地域（※）」「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」は次のとおりです。

（※）「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」（3月24日現在）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1\\_1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1_1)

<検疫強化対象地域>

東アジア：中国、韓国の全域

ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルー マニアの全域

中東：イランの全域

アフリカ：エジプトの全域

北米：米国の全域

<入管法に基づく入国制限対象地域>

<中国>湖北省、浙江省

<韓国>大邱広域市、慶尚北道（清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡）

<イラン・イスラム>ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州

<イタリア>ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州

<サンマリノ>全ての地域

<スイス>ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州

<スペイン>ナバラ州、バスク州 マドリード州 ラ・リオハ州

<アイスランド>全ての地域

## 5 心のケアについて

- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むこととします。

## 6 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為を行わないよう、偏見や差別を生じないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行っていただきますようお願いいたします。